

支部名： 南大阪支部

2023 年 度 支 部 活 動 報 告

収入 記入 欄	①2022年度末(4月末日)残高	278,863
	②2023年度に振込された支部活動費	150,000
	③受取利息等の収入 ※	6,813
	④収入の合計(①+②+③)	435,676

※③ 北支部からの受け取り分¥6811と受取利息¥2の合計

実 施 内 容	開催日	開 催 場 所	役員 参加人数	参加人数 (役員除く)	主 要 議 題 等	使 用 経 費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
5月支部役員会議	2023/5/14	桃山学院大学	9		新役員決定		11,140						11,140
6月支部役員会議	2023/6/10	桃山学院大学	5		業務分担・書式システム共有		7,960				3,132		11,092
7月支部役員会議	2023/7/8	桃山学院大学	7		支部行事について		8,280						8,280
7月支部役員会議	2023/7/14	桃山学院大学	7 10		支部行事について		5,860				15,000		20,860
9月支部役員会議	2023/9/9	桃山学院大学	8		大学祭について		9,240						9,240
10月支部役員会議	2023/10/21	桃山学院大学	7		大学祭について		8,780				1,760		10,540
11月支部役員会議	2023/11/11	桃山学院大学	7		大学祭について		8,460				937		9,397
大学祭無料休憩所	2023/11/26	桃山学院大学	9		無料休憩所の運営		10,540				21,417		31,957
大学祭経費 大阪北支部 負担分	2023/12/1				経費の北支部負担分								0
発送費	2023/12/6				引継ぎ書類着払い			1,430					1,430
12月支部役員会議	2023/12/9	桃山学院大学	8		就職講演会について		9,100				3,024		12,124
1月支部役員会議	2024/1/13	ビッグアイ	7		就職講演会について		7,340				3,058		10,398
2月支部役員会議	2024/2/10	桃山学院大学 たっちゃん	2 6		就職講演会について		3,400				9,000		12,400
就職講演会	2024/2/24	桃山学院大学	8		就職講演会の実施		9700	167,580	9,350		2,193	6,100	194,923
3月支部役員会議	2024/3/9	桃山学院大学	7		課題について意見交換		7,800						7,800
4月支部役員会議	2024/4/6	桃山学院大学	8		会計の確認		9,100				1,814		10,914
4月支部役員会議	2024/4/27	桃山学院大学	8		2023年度総括		8,680				2,583		11,263
	⑤合計					0	125,380	169,010	9,350	0	63,918	6,100	373,758
										⑥2024年4月末銀行残高 (④－⑤)			61,918

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。
・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

2024年度支部活動計画													
支部名 大阪南支部													
実施内容	開催予定日	開催予定場所	役員 参加予定 人数	参加予定 人数 (役員除く)	主要議題等	使用経費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
5月支部役員会議	2024/5/11	桃山学院大学	12		新役員決定		15,000				12,000		27,000
6月支部役員会議	2024/6/8	桃山学院大学	12		業務分担・書式システム共有		15,000				4,000		19,000
7月支部役員会議	2024/7/13	桃山学院大学	12		支部行事について		15,000				12,000		27,000
7月支部役員会議	2024/7/27	桃山学院大学	12		支部行事について		15,000				18,000		33,000
9月支部役員会議	2024/9/14	桃山学院大学	12		大学祭について		15,000						15,000
10月支部役員会議	2024/10/12	桃山学院大学	12		大学祭について		15,000				2,000		17,000
11月支部役員会議	2024/11/9	桃山学院大学	12		大学祭について		15,000				12,000		27,000
大学祭無料休憩所	2024/11/24	桃山学院大学	12		無料休憩所の運営		15,000				30,000		45,000
発送費	2024/12/6				引継ぎ書類着払い			2,000					2,000
12月支部役員会議	2024/12/14	桃山学院大学	12		就職講演会について		15,000				10,000		25,000
1月支部役員会議	2025/1/11	桃山学院大学	12		就職講演会について		15,000				4,000		19,000
2月支部役員会議	2025/2/8	桃山学院大学	12		就職講演会について		15,000				18,000		33,000
就職講演会	2025/2/22	桃山学院大学	12		就職講演会の実施		15,000	180,000	10,000		3,000	7,000	215,000
3月支部役員会議	2025/3/8	桃山学院大学	12		課題について意見交換		15,000						15,000
4月支部役員会議	2025/4/12	桃山学院大学	12		会計の確認		15,000				12,000		27,000
4月支部役員会議	2025/4/26	桃山学院大学	12		2024年度総括		15,000				3,000		18,000
合計						0	225,000	182,000	10,000	0	140,000	7,000	564,000
										⑥2024年4月末日銀行残高		61,918	
										2024年度必要入金額		502,082	

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。
・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

桃山学院大学教育後援会大阪南支部規約

(名称)

第1条 本支部は、桃山学院大学教育後援会大阪南支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は、支部長宅に置く。

(目的)

第3条 本支部は、桃山学院大学教育後援会規約（以下「教育後援会規約」という。）に則り、桃山学院大学の教育活動に協力し、これを後援することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 桃山学院大学教育後援会（以下「教育後援会」という。）が行う事業への協力及び支援。
2. 教育後援会の地域的な諸問題への対処。

(会員)

第5条 本支部の会員は、教育後援会会員のうち大阪府内南部地域に在住する者とする。

- 2 南部地域とは堺市・和泉市・泉大津市・泉佐野市・貝塚市・柏原市・河内長野市・岸和田市・泉南市・高石市・富田林市・羽曳野市・藤井寺市・松原市・八尾市・大阪狭山市・阪南市・泉南郡・泉北郡・南河内郡とする。

(会計)

第6条 本支部の経費は、教育後援会予算における支部活動費及び支部役員会の承認に基づいて受け入れた寄付金で支弁する。

- 2 本支部の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わるものとする。
- 3 本支部の収入及び支出については、毎年1回以上会計監査が監査を行い、監査報告を支部長に提出しなければならない。

(役員)

第7条 本支部に次の役員（以下「支部役員」という。）を置く。

1. 支部長 1名
 2. 副支部長 若干名
 3. 会計 若干名
 4. 会計監査 若干名
 5. 支部委員 若干名
- 2 前項の支部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会員資格の根拠となる学生の卒業、退学又は除籍後2年をもって限度とする。

(役員の選任)

第8条 支部役員は、支部役員会において会員のうちから選任する。

- 2 選任された支部役員は、本部の承認を得た後、就任する。
- 3 支部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会において選任することができる。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。また、支部会及び支部役員会の議長となる。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、支部の会計事務をつかさどる。
4. 会計監査は、支部の会計を監査する。
5. 委員は、支部運営に参加し、会員の中心として活動する。

(顧問)

第10条 本支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、支部長が推薦し、本部の承認を得るものとする。

(会議)

第11条 本支部の運営に当たるため、次の各項に定めるところにより会議を開催するものとし、会議は支部長が速やかに招集しなければならない。

1. 支部会

(1) 定期支部会は毎年1回開催し、活動内容・決算・活動計画、支部運営事項等について会
員に報告、提案を行い、意見をいただく。

(2) 臨時支部会は、必要に応じて開催する。

2. 支部役員会

支部役員会は、次の事項を審議決定する。

- ①支部会において報告する運営事項の原案決定
- ②第8条第2項の規定による支部役員の選任
- ③その他、支部会の意見に基づく支部に関する事項

(緊急事項)

第12条 前条の規定にかかわらず、支部運営の円滑化を図るため、緊急事項については支部役員会
において議決処理することができる。ただし、本条に基づく処理については、本部役員会の承認
を得た後に次回支部会に報告しなければならない。

(改正)

第13条 この支部規約は、本部役員会の承認により改正することができる。

附 則

本会の設立年月日は、1985（昭和60）年8月1日とする。

この規約は1989（平成元）年9月21日から実施する。

この規約は1993（平成5）年9月9日から、一部改訂し暫定執行する。

この規約は1994（平成6）年6月5日から、改訂施行する。

この規約は1994（平成6）年12月10日から、一部改訂し暫定執行する。

この規約は1995（平成7）年6月11日から、改訂施行する。

この規約は、2003（平成15）年6月15日から実施する。

この規約は、2019（令和元）年7月8日から実施する。

この規約は、2020（令和2）年9月26日から実施する